

(参考様式 1-2)

事前点検シート

ふりがな	ちばけん やちよし	ふりがな	みちのえきやちよしゅうへんちくかつせいかけいかく
計画主体名	千葉県 八千代市	活性化計画名	道の駅やちよ周辺地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和6年度～令和8年度 令和6年度～令和7年度	総事業費（交付金）	1,127,487 千円（211,420 千円）
活性化計画目標	農観連携・グリーンツーリズムの促進 交流人口の増加 84,729 人（3年平均） 地域産物の販売額の増加 123,535 千円（3年間平均） 商品開発件数 3 件/年	事業活用活性化計画目標	農観連携・グリーンツーリズムの促進 交流人口の増加 84,729 人（3年平均） 地域産物の販売額の増加 123,535 千円（3年間平均） 商品開発件数 3 件/年
計画主体 確認の日付	令和7年1月31日	農林水産省 確認の日付	年 月 日

1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	○		当該地区は、農地が当該地域内の土地の相当部分を占めていること等からみて、農業が重要な事業である地域であり、人口減少、生産者の高齢化等が進行している課題があることから、活性化計画の目標である道の駅やちよ・八千代ふるさとステーションを拠点として、当該施設の拡張（老朽化・機能不足・狭隘化の改善等）を行い、農林水産物等の販売・加工促進、合わせて農業関連イベント等を拡充し、賑わいの創出を図り、新たな来館者の確保・交流人口の拡大・農村地域の関連所得の増大を目標とする。

			<p>グリーンツーリズムについては、八千代市観光振興計画に「グリーンツーリズムコンテンツの推進」及び「道の駅やちよ周辺エリアの交流人口の増加策の推進」等を位置づけており、当該施設の農業体験事業等を市内キャンプ場や宿泊施設等と繋げ、宿泊客に自然、文化、人々との交流を提供する。さらに、道の駅やちよの販売農家と協議を行い、新たな受入れ体制の促進を図る。このことは、国が基本方針に掲げている「農山漁村における定住等及び地域間交流を促進することは、関係人口の創出のみならず、集落機能の維持にも寄与するものであり、農山漁村に新たな活力をもたらすとともに、国民全体が農山漁村の魅力を享受することにつながる」に適合するものである。</p>
	<p>事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか。</p>	○	<p>当該地区の交付対象事業は、「交流対策事業」の地域連携販売力強化施設であり、事業活性化計画目標を「農観連携・グリーンツーリズムの促進」とし、その評価指標の内容は、「交流人口の増加」、「地域産物の販売額の増加」及び「商品開発件数」としている。本事業で拡張（老朽化・機能不足・狭隘化の改善）する八千代ふるさとステーションの農産物特産物展示販売施設を核として、当該地区の農産物の販売機会の拡大等を通じた交流人口の拡大等、地域経済循環の促進及び地域の発展が図られると期待できることから妥当なものである。</p>
	<p>活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。</p>	○	<p>活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標は同じ「農観連携・グリーンツーリズムの促進」であり、評価指標は「交流人口の増加」、「地域産物の販売額の増加」及び「商品開発件数」であり、整合が取れている。</p>

1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○		八千代市は、本件活性化計画以外の活性化計画を実施していない。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	○		八千代市第5次総合計画、八千代市第5次総合計画前期実施計画、八千代市第2次農業振興計画、八千代市観光振興計画及び八千代市国土強靭化地域計画との連携及び調和が図られている。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等との話し合いの検討状況（開催日、出席者、検討結果等）が分かる資料が添付されているか。	○		八千代市農業イノベーション計画協議会を設置し、別添のとおり現時点までに合計9回、関係農林漁業者をはじめとした地域住民等と検討し、活性化計画を取りまとめた。また、令和5年7月から令和5年8月にかけ、道の駅やちよ周辺地区活性化計画への意見募集（パブリックコメント）を実施し広く意見を求めた。 八千代市農業イノベーション計画協議会については、令和5年4月の第1回会議から令和6年1月の第9回会議まで、活性化に繋がる道の駅やちよ・八千代ふるさとステーションの拡張（老朽化・機能不足・狭隘化の改善等）・施設面の検討を重ね、基本設計に反映したところである。さらに、事業実施計画評価指標「交流人口の増加」、「地域産物の販売額の増加」及び「商品開発件数」を達成するため、具体的な方策等についても協議を重ね取りまとめ、本市において、令和6年2月に「運営方針」を策定したところである。また、道の駅やちよ・八千代ふるさとステーションで農産物を販売している農業従事者に対しては、毎朝6時の農産物の搬入時に概ね1日（令和5年4月～）も欠かさず立ち合い、適宜、説明及び意見を伺っている。令和6年1月25日には、農産物販売農家123名（出席者約70名）を対象に説明会を行った。

	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	○		八千代市農業イノベーション計画協議会には、委員16名中、女性委員5名がおり、女性の意見及び提案を聞く機会を設けている。また、令和5年7月から令和5年8月にかけ、道の駅やちよ周辺地区活性化計画への意見募集（パブリックコメント）を実施し広く意見を求めた。
1-5	事業の推進体制は確立されているか。	○		活性化計画等に位置付けられている事業の推進のため、計画主体兼事業実施主体である八千代市及び地域の関係農林漁業者等の代表で組織された八千代市農業イノベーション計画協議会を設置しており、推進体制は確立されている。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○		活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標は、ともに「農観連携・グリーンツーリズムの促進」としており、事業内容はこれらの目標を達成するために、道の駅やちよ・八千代ふるさとステーションの拡張（老朽化・機能不足・狭隘化の改善等）や農畜産に関する各種体験事業等（収穫体験・酪農体験等）の拡充、商品開発を行う。これらにより、来訪者が増加することで、事業活用活性化目標の評価指標である「交流人口の増加」、「地域産物の販売額の増加」及び「商品開発件数」に繋がるため、地域産業の活性化及び農業振興になることから整合性は確保されている。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	—		該当なし。
1-7	計画期間・実施期間は適切か	○		計画期間は3年とする。令和6年度から令和7年度にかけて実施設計を行い、令和7年度に拡張（老朽化・機能不足・狭隘化の改善等）工事を翌債により開始、令和8年度中の工事完了を予定しており、事業実施期間は適切である。

1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか。	○		施設の整備に当たっては、実施設計完了後に建築基準法に基づき確認申請を行い、許認可後に着手する。
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か。	○		全体事業費 1,127,487 千円に対し、交付要望額は 211,420 千円とする。これは事業対象延床面積 1,500 m ² に 290 千円を乗じた金額 435,000 千円の 1/2 以内であり、交付率 1/2 の範囲内である。
1-10	活性化計画区域の設定は適切か（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○		本市において、道の駅やちよ周辺地区（島田・米本・神野）と呼称されている地域のうち米本団地等が存在する市街化区域を除いた市街化調整区域の面積 561.5ha を区域面積としている。 道の駅周辺地区の農林地面積は、全体面積の 83%を占めており、また、農林漁業従事者数は、地区内の人口の 6.6%を占めている。 農林地面積／地域面積=465.1ha／561.5ha=83% 農林漁業者／全就業者=209 人／3,145=6.6%

2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	○		新規事業であり、他の助成によって実施中の事業ではない。また、既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでもない。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなるいるか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか。	○		各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性を確保するものとしている。設計・施工等における検査体制は、八千代市が対応する。
	実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる②の都市農山漁村総合交流促進施設、⑤の地域資源活用交流促進施設、⑥の地域連携販売力強化施設、⑦の農林漁業・農山漁村体験施設のうち	○		当該施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り

	<p>滞在施設、⑩の教養文化・知識習得施設、⑪の地域資源活用起業支援施設及び⑫の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。</p>			組むことを前提として基本設計を行った。増設するレストラン部分の 285.95 m ² は、木造としている。
	<p>木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか。</p>	—		整備内容は、既存施設の改築及び増築であるが、令和 6 年度の実施設計にて詳細に算定し、耐力壁等の基準を満たす予定である。
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別記 3 に定める基準を満たしているか。	○		既存施設の内装一部撤去等に係る経費は、交付対象としていない。また、改築・増築により既存施設の性能の向上を図ることから、同種又は同能力のものの再度整備には当たらない。
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか。	○		交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第 1 より、鉄筋コンクリート造の店舗用耐用年数は 39 年であり、電気設備（照明設備含む。）については、蓄電池電源設備 6 年、その他のもの 15 年。給排水又は衛生設備及びガス設備は 15 年。冷房、暖房、通風又はボイラー設備のその他のもの 15 年。消化、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備 8 年である。
2-5	<p>事業による効果の発現は確実に見込まれるか。</p> <p>費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業）費用対効果算定要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 3018 号 農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか。）（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。</p>	○		<p>費用対効果分析は、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業）費用対効果算定要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 3018 号 農林水産省農村振興局長通知）に基づき行っている。</p> <p>年効果額は 77,762 千円、総合耐用年数は 23.0 年、還元率は 0.0673、妥当投資額は 1,155,453 千円、廃用損失額は 0 円、投資効率は 1.13 である。</p>

	<p>上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか (発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要)。</p>	○		投資効果率=1. 13 である。
	<p>実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる⑬自然・資源活用施設の整備については、温室効果ガス排出量の削減目標が適切に設定されているか。</p>	一		該当なし。
2-6	<p>事業内容、事業実施主体等については実施要領別記3に定める要件等を満たしているか。</p>	○		<p>実施要領別記3の別表2における交付対象事業は「地域資源活用総合交流促進施設」、事業メニューは「⑯地域連携販売力強化施設」、要件類別は「交流対策事業」である。</p> <p>実施要領別記3別表3に示す要件類別ごとの要件等における事業内容は、2の第1の（2）「農山漁村における受入機能の強化のために必要な施設等の整備」であり、宿泊体験活動における受入機能の強化及びグリーン・ツーリズム等を通じた農山漁村の活性化を図るため、当該施設の農業体験事業等を市内キャンプ場や宿泊施設と繋げ、宿泊客に自然、文化、人々との交流を提供する。また、道の駅やちよの販売農家との連携も図り、事業を展開する。</p> <p>具体的には、市内キャンプ場及び宿泊施設等の宿泊客が、施設の予約時に道の駅の各種農業体験も合わせて予約できるようにする。さらに、道の駅の芝生ひろば（テント）及び研修室での宿泊を行い、各種農業体験・バーベキュー等を提供したり、道の駅やちよの販売農家の所有する古民家にて農泊を実施する。道の駅での各種農業体験中の休憩時には、農産物加工販売施設の軽食等を食し、昼食は新設する地域農産物レストランとする。夕食のバーベキューの材料は、農産物直売所にて、農業従事者からの農産物の説明を受けつつ、宿泊客自ら購入する。</p> <p>このことから、農山漁村の活性化を図るために必要な施設である。</p>

				事業実施主体は八千代市であり、実施要領別記3別表1事業実施主体の項に定める要件を満たしている。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか。	○		八千代市が実施する事業であり、公の施設として設置及び管理に関する条例を定めているため、個人に対する交付や目的外使用になるおそれはない。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か。 地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか。	○		既存施設の改築・増築を行うことによる性能の向上を図る地域連携販売力強化施設の整備であることから、当該施設の開設から約26年間の交流人口の状況はもちろんのこと、現状把握を十分に行っている。 今後の見込みについては、施設の改築・増築、グリーンツーリズムの促進、農業体験事業等の拡充、商品開発などによる効果により、現状のレジ通過者数及び農業体験事業等の参加者を増加させ、交流人口の拡大を図ることとしている。

			20分（事業主体：JA西印旛） ※中部地方農政局道路設計要領第3章3-6急速施設によると、施設が分担する区間延長は概ね「道の駅」では10km～20kmと記載がある。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか。	○		八千代市農業イノベーション計画協議会において、検討・協議を行い、令和6年2月に『道の駅やちよ・八千代ふるさとステーションのリニューアルによる「さらなる賑わいの創出」等を図るための運営方針 八千代市』を策定した。 上述の「運営方針」にて、「対象（ターゲット）」や「より多くの利用者ニーズに対応する開館日・開館時間の設定等」を位置づけており、令和6年3月に設置管理条例の改正を予定している。 なお、「運営方針」の策定に当たっては、令和5年8月から令和5年10月を実施期間として、「道の駅やちよ・八千代ふるさとステーションのリニューアルに係るサウンディング型市場調査」を実施し、民間事業者からの意見聴取も行っている。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか。	○		八千代市農業イノベーション計画協議会において、検討・協議を行い、『道の駅やちよ・八千代ふるさとステーションのリニューアルによる「さらなる賑わいの創出」等を図るための運営方針 八千代市』を策定した。（令和6年2月） 上述の「運営方針」にて、隣接する新川の八千代橋水辺拠点（令和5年度完成予定）と連携等を位置付けていることや、地域資源への誘導等に繋げることとしている。
ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか。	○		市と指定管理者で連携し、広報・宣伝計画、販売計画について協議し、戦略的な運営を行っている。 農業体験その他農業に対する市民の理解と関心を深めるための活動に関する業務を行うことや、農産物（農産物を原材料として加工、製造又は調理された物を含む。）及び特産物展示及び販売をす

				るための施設の提供に関する業務等を位置づけている。 また、「運営方針」では、道の駅やちよは、事業領域が農業・商業・観光など多岐に渡るため、市の内部の連携・一体化はもとより、指定管理者との信用と信頼を基盤として、利用者ニーズを的確に把握し、その対応を図る連続的・継続的な努力と、きめ細やかなサービスを提供し続け、進化し続ける「道の駅やちよ」となるとしている。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか。	○		八千代市農業イノベーション計画協議会には、委員16名中、女性委員5名を含んでおり、施設の利用や運営に当たって女性参画への配慮や促進のための取組がなされている。 子育て世代が来館しやすいよう授乳室を設けることや多目的トイレには、子ども用便器を設置する。
2-10	事業費積算等は適正か。			
	過大な積算としていないか。	○		基本設計が完了し、施設規模・構造等から概算費用を算出しているため、妥当な積算である。
	建設・整備コストの低減に努めているか。	○		既存建築物を最大限活用した内容として、整備費の低減に努めている。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか。）。	○		交付対象となる附帯施設はない。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか。）。	—		交付対象となる備品はない。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か。	○		整備予定地は、当該道の駅の設置以来、多くの年度において県内の道の駅の利用実績で上位20以内に入っていることから、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正である。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか。	○		施設用地は市が権原を持つ土地である。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施	—		該当なし。

	要領別記3に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか。			
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か。	—		該当なし。
	実施要領別記3別表2の（1）生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑯高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記1のIIのII-1の第2の4の（2）事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか。	—		該当なし。
	整備する施設の延べ床面積の合計が1,500m ² 以内か（既存施設は除く）。	○		既存施設の改築・増築のため、1,895.75m ² となっている。
	施設の上限事業費は、延べ床面積1m ² 当たり29万円以内であるか（既存施設については、1,500m ² 以内の交付算定額となっているか）。	○		施設の上限事業費は、延べ床面積1,500m ² に29万円を乗じて得た435,000千円以下であり、延床面積1m ² 当たり29万円以内である。
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。	—		
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか。	○		農産物直売所を運営している農事組合法人クラフトが、農業従事者を対象として、市内農産物の販売を主軸に全体会議を毎月開催していることや7部会（果菜・葉茎・根菜・米穀・果実・加工・エコ花）ごとの会議も開催している。 なお、新型コロナウイルス感染症の拡大により、近年、実施していないが、道の駅やちよ・八千代ふるさとステーションにて、農産物を販売している農業従事者とともに、他の道の駅へ伺う視察研修を実施している。 また、農産物特産物展示販売施設では、例年、市内小学校16

			校、児童 1,395 人の買物体験を受け入れ、農業従事者による農業の話と農産物等の紹介・案内を行っている。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか。	○		<p>当該施設にて農産物等を販売している農業従事者は、現時点で 123 人おり、年間約 450,000 千円を売り上げ、農業従事者の主な収入となっている状況であるが、売り上げが下降している状況である。</p> <p>当該施設の改築及び増築により、売場の狭隘化等が改善され、現在、バックヤードや通路の奥に置かざる得ない農産物を陳列することができる。</p> <p>また、レストランでは、毎朝、地元農業従事者が運び入れる新鮮で安全な地元野菜でメニュー化を図り、当該施設を販売戦略の拠点として活用しブランド化を図る。</p> <p>「運営方針」では、「道の駅やちよならでは」「ここにしかない」「今しかない」をコンセプトに新鮮さや特色を活かしたメニューの充実・開発を位置づけている。</p>
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか。	○		<p>年間を通して運営を前提とし、継続的な雇用及び所得を生み出す施設である。</p> <p>当該計画による活性化により、来館者が大幅な増となることから、新たな雇用を生み出すことが想定される。（農産物特産物展示販売施設：現在 28 人→効果発現後 32 人 ※面積増加率を基に算出）</p>
6 次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか。	○		<p>6 次産業化や女性参画の促進に寄与する施設である。</p> <p>八千代市農業イノベーション計画協議会には、委員 16 名中、女性委員 5 名を含んでおり、女性委員の意見や提案などを取り入れ、活性化計画、事業実施計画、基本設計及び運営方針を策定している。</p> <p>6 次産業化については、道の駅やちよ・八千代ふるさとステーション</p>

				ヨンにて、農産物を販売している農業従事者と検討を進める。
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む。）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。	○		事業実施主体は八千代市であり、自主財源は適正な財政運営のもと、市が予算措置を行うものである。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か。	○		実施設計及び建設工事とともに、一般競争入札方式によるものとし、競争性のある契約方式とする。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか。 維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか。）。	○		当該施設は公の施設であり、施設の設置管理条例に基づき指定管理者が適正な施設運営を行うものとする。また、市と指定管理者との協定において更新、改修等に関する取り決めを行い、適切に運用する。
	収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか。	○		利用するテナントに対し中小企業診断士の診断等を受け、経営状態に問題がないか確認した。（収益で運営のため。） 施設の維持管理・運営を行っている指定管理者については、市が支払っている指定管理料で運営しており、年次計画書、事業実績報告書、収支予算書及び決算書等の確認を行い、その内容を市が承認している。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか。	○		市単独事業により、既存建屋の屋根改修及び受変電設備等の改修を行うため、合体施工となるが、事業費の按分を適正に行ってい
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）。	○		他の事業との重複申請はない。
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか。	○		農産物及び特産物の展示及び販売をすることを主な目的とする施設であり、生産振興は目的としない。
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付	○		農産物及び特産物の展示及び販売をするための施設であり、強い

	対象となる施設等ではないか。			農業・担い手づくり総合支援交付金等の交付対象となる施設ではない。
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農山村振興局長通知）別記3の別紙2（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）。	○		配分基準別紙の2の表第7項に規定する「国土強靱化施策 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法（平成25年法律第95号）第13条に規定する国土強靱化計画に位置付けられている事業であるもの」として八千代市国土強靱化地域計画に防災道の駅整備事業として位置付ける。

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。